

よくある質問（宿泊事業者の方向け）

「更新履歴」

バージョン	更新日	更新箇所	更新内容
令和6年4月版	令和6年4月22日	初版	
令和6年5月版	令和6年5月2日 (説明会質疑反映)	課税対象 Q6 Q11 課税免除 Q1 徴収方法 Q4 申告納入 Q1 Q5 Q6 その他 Q3	計算例③～⑤追加 事前予約の課税について追加 修学旅行等であることの証明書の提出、保存について追記 宿泊される方と問題が生じた場合の対応について追記 申告納入期限の特例を年4回としていることについて追記 宿泊が月をまたいだ場合について追加 eLTAXでの取り扱いについて追記 特別徴収事務交付金の課税について追記

経営の申告

Q1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

旅館業又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業法又は住宅宿泊事業法の許可を受けた名義上の経営者）です。

旅館業法の許可及び住宅宿泊事業法の届出のない施設も課税対象となるため、当該施設を経営している方も特別徴収義務者となります。

宿泊事業者と実質の経営者が異なる場合や、全面的に経営を委託している場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、税務課宿泊税係までご相談ください。

Q2 これから旅館業（住宅宿泊事業）を始めようと思うのですが、どのような手続が必要ですか。

宿泊税に関する手続の流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続（※）を終える。
2. 宿泊税特別徴収義務者申告書を営業開始の前日までにニセコ町税務課に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について、
 - ・ 納入申告書を税務課に提出する。
 - ・ 納入書により金融機関等の窓口で納入する。

※旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続については、下記連絡先までお問い合わせください。

- ・ 旅館業法の許可
後志総合振興局保健環境部保健行政室（倶知安保健所）：0136-23-1914
- ・ 住宅宿泊事業法の届出
北海道庁経済部観光局観光政策課民泊係：011-206-6597

Q3 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続が必要ですか。

経営を廃止する際は、速やかに宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書で廃止の申告をしてください。

※別途、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止（停止）届の提出も必要になります。

課税対象

Q1 宿泊の定義を教えてください。

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

1. その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
2. 1以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q2 宿泊料金には何が含まれますか。

宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額

- ・ 清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

- ・ 食事代、施設利用料、消費税、入湯税 等

Q3 幼児や子供にも宿泊税はかかりますか。

宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、添い寝無料などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

Q4 延長料金は宿泊料金になりますか。

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。

Q5 宿泊料ではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、課税対象となりますか。

名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q6 1室での宿泊料金を設定している場合や連泊の場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。

1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。計算例は以下のとおりです。

(例) 1室1泊の料金が20,000円 (ツインルーム) の部屋に3泊する場合

- ① 1人で宿泊
 $20,000円 \div 1人 = 20,000円 \Rightarrow 1人1泊当たりの宿泊料金は20,000円 \Rightarrow 宿泊税額は500円$
 $1人 \times 3泊 \times 500円 = 1,500円 \Rightarrow 宿泊税の合計額は1,500円$
- ② 2人で宿泊
 $20,000円 \div 2人 = 10,000円 \Rightarrow 1人1泊当たりの宿泊料金は10,000円 \Rightarrow 宿泊税額は200円$
 $2人 \times 3泊 \times 200円 = 1,200円 \Rightarrow 宿泊税の合計額は1,200円$
- ③ 大人2人、子供1人で宿泊 (寝具の追加なしで子供無料の場合)
 $20,000円 \div 2人 = 10,000円 \Rightarrow 1人1泊当たりの宿泊料金は10,000円 \Rightarrow 宿泊税額は200円$
 $2人 \times 3泊 \times 200円 = 1,200円 \Rightarrow 宿泊税の合計額は1,200円$
- ④ 大人3人で宿泊 (エキストラベッド 7,000円を追加)
 $(20,000円 + 7,000円) \div 3人 = 9,000円 \Rightarrow 1人1泊当たりの宿泊料金は9,000円 \Rightarrow 宿泊税額は200円$
 $3人 \times 3泊 \times 200円 = 1,800円 \Rightarrow 宿泊税の合計額は1,800円$
※追加料が特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に含めます。
- ⑤ 大人2人、乳児1人で宿泊 (ベビーベッド代3,000円を追加)
 $20,000円 \div 2人 = 10,000円 \Rightarrow 1人1泊当たりの宿泊料金は10,000円 \Rightarrow 宿泊税額は200円$
 $3,000円 \div 1人 = 3,000円 \Rightarrow 1人1泊当たりの宿泊料金は3,000円 \Rightarrow 宿泊税額は100円$
 $2人 \times 3泊 \times 200円 + 1人 \times 3泊 \times 100円 = 1,500円 \Rightarrow 宿泊税の合計額は1,500円$
※ベビーベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため、別に扱います。

Q7 宿泊料金の割引・優待等や、ポイントでの支払いがあった場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。

宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。(宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取り扱いとします。)

(例) 宿泊料金 20,000 円のところ、宿泊施設の経営者が 15,000 円に値引きした。
⇒ 宿泊料金は値引き後の 15,000 円。(宿泊税額は 200 円)

旅行者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外 (宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等) で割引が行われた場合 (いわゆる第三者割引) は、割引前の料金を宿泊料金とします。

(例) 宿泊料金 20,000 円のところ、宿泊予約サイトのポイントを 5,000 円分利用し、現金15,000 円で支払った。
⇒ 宿泊料金はポイント利用前の 20,000 円。(宿泊税額は 500 円)

Q8 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

Q9 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。

宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

Q10 長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税されますか。

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

※ 1月以上の期間を単位とする宿泊契約について

下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが1月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなすことができ、課税されません。

下宿営業の許可を受けた施設以外においては、1月以上の期間を単位とする宿泊契約であっても、課税されます。

Q11 宿泊税導入日より前に事前予約（決済）を行っていた場合も課税されますか。

宿泊税導入日より前に事前予約（決済）を行っていた場合でも、宿泊日が令和6年1月1日以降であれば、課税されます。

Q12 キャンセル料の取扱いを教えてください。

キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

課税免除

Q1 課税免除の対象となる「修学旅行生等」は、具体的にどのような人ですか。

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生とその引率者が対象です。

【対象の学校】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校

【対象外の学校】

専門学校（専修学校、各種学校等）、大学、海外の学校等

※ 宿泊税を免除するためには、学校長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。証明書は学校等から宿泊施設に提出していただき、宿泊施設で保存してください。

※ 引率者とは、児童、生徒の引率を行う学校の関係者、心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

Q2 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか

修学旅行の事前準備（下見）については、児童や生徒が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことを踏まえると、課税免除の対象とはなりえないものと判断します。

Q3 部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。

部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年全体で実施される行事によって宿泊している場合です。

Q4 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

徴収の方法

Q1 宿泊税の徴収方法

特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。

① 現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。

② 事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※ 仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③ 宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払います。現地で宿泊税を支払います。

Q2 領収書への宿泊税の表記は必要ですか。

領収書等には宿泊税の名称及びその額を記載してください。

※ 宿泊税は消費税の課税標準である課税資産の対価に含まれませんが、領収書に宿泊税の記載がない場合は、宿泊税を含んだ金額が消費税の課税標準となってしまいます。

Q3 キャッシュレス手数料の負担について

宿泊者が宿泊税をカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくことになります。

Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合

仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本町へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。(地方税法第733条の15第3項)

このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。

※徴収について宿泊される方と問題が生じた場合、役場税務課で対応するので連絡してください。

申告納入

Q1 申告納入は毎月行わなければなりませんか。

申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも毎月納入いただく制度となっていることから、宿泊税においても、申告納入は原則毎月行う必要があります。ただし、事務負担の軽減措置として、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が申請し、承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、下表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分	6月末日	9月分	12月末日
4月分		10月分	
5月分		11月分	
6月分	9月末日	12月分	3月末日
7月分		1月分	
8月分		2月分	

※1 適用要件

・申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)の前12か月間(以下「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の合計額が240万円以下であること。

・過去に本特例の承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

・対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

・対象期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。

・申請月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第8条第1項の規定による申告をしていること。

・特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

※2 年1回や年2回の申告納入期限とした場合、何かあった時の確認など余計に事業者の負担になることも考えられるため、申告納入期限の特例として年4回としています。この特例を受けていない場合、毎月の申告(宿泊があった月の翌月末日期限)となりますのでご注意ください。

Q2 複数の宿泊施設を営んでいるのですが、まとめて申告納入することはできますか。

複数の施設を営んでいる場合、申請により、合算して申告納入することができます。

Q3 申告書に添付する資料はありますか。

原則申告書に添付していただく資料は不要ですが、複数の施設を合算して申告される場合は、施設ごとの内訳のわかる資料を添付していただきます。
また、資料の提出は不要ですが、ニセコ町宿泊税条例第13条で規定している、帳簿の適正な作成・保存をお願いします。

※ニセコ町宿泊税条例（抜粋）

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

Q4 宿泊のない月でも申告が必要ですか。

申告すべき税額が0円の場合も、宿泊行為がなかったことも含めて、的確に把握する必要がありますので、納入申告書を提出していただきます。

Q5 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での申告納入となりますか。

原則としては、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなります。月をまたぐ連泊の場合、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。
ただし、宿泊日ごとの税額が正しく計算されていれば、チェックアウト日が属する月に一括して計上していただいても構いません。

Q6 納入はどこでできますか。

金融機関窓口で納入いただくか、インターネットバンキングなどで指定口座にお振込みください。

- ・窓口では納入書が必要となりますので、対象月分の税額を記入のうえ、ご持参ください。
- ・口座振替による納入はできません。

指定口座：北海道信用金庫 ニセコ支店 ○○○○○○
ニセコ町会計管理者（ニセコチョウカイケイカンリシャ）

取扱可能金融機関

北海道信用金庫、ようてい農業協同組合、北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行、ニセコ町役場

- ・手数料はかかりません。
- ・上記以外の取り扱いについては、金融機関窓口にお問い合わせください。

※地方税共同機構のeLTAxでニセコ町宿泊税が取り扱い可能となれば、電子申告から納入まで一連の流れで処理することができます。（改修要望中）

Q7 申告や納入が遅れたらどうなりますか。

申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合があります。

その他

Q1 宿泊税は売りに上げに含まれますか。

宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売りに上げに含まれません。

Q2 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。

特別徴収義務者に対する特別徴収事務交付金については、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の5%を交付します。

Q3 宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されますか。

特別徴収義務者に対する特別徴収事務交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらなため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません。